

住宅性能評料金

設計住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			Ⅰ)	Ⅱ)	Ⅲ)
戸 建 住 宅		200 m ² 未満	49,500 円	39,600 円	31,900 円
	200 m ² 以上	500 m ² 未満	69,300 円	59,400 円	51,700 円
	500 m ² 以上		P × 22,000 円 + 69,300 円		
共 同 住 宅 等		500 m ² 未満	70,400 円	+	M × 24,200 円
	500 m ² 以上	1,000 m ² 未満	86,900 円	+	M × 24,200 円
	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満	114,400 円	+	M × 24,200 円
	2,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	308,000 円	+	M × 24,200 円
	10,000 m ² 以上	50,000 m ² 未満	474,100 円	+	M × 24,200 円
	50,000 m ² 以上		969,100 円	+	M × 24,200 円
P: 延べ面積から500m ² 減じた数値を200m ² で除した数値とする。 M: 評価対象住戸とする。 ※【性能評価事項による加算】 ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,200円を上記の基本額に加算する。 Ⅰ): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅 Ⅱ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事 の、どちらかの性能項目を受けている住宅 Ⅲ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事 の、両方の性能項目を受けている住宅					
建設住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			Ⅰ)	Ⅱ)	Ⅲ)
戸 建 住 宅		200 m ² 未満	96,800 円	93,500 円	77,000 円
	200 m ² 以上	500 m ² 未満	126,500 円	101,200 円	78,100 円
	500 m ² 以上		P × 33,000 円 + 128,700 円		
共 同 住 宅 等		500 m ² 未満	79,200 円 × N	+	M × 26,400 円
	500 m ² 以上	1,000 m ² 未満	111,100 円 × N	+	M × 26,400 円
	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満	138,600 円 × N	+	M × 26,400 円
	2,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	270,600 円 × N	+	M × 26,400 円
	10,000 m ² 以上	50,000 m ² 未満	448,800 円 × N	+	M × 26,400 円
	50,000 m ² 以上		883,300 円 × N	+	M × 26,400 円
P: 延べ面積から500m ² 減じた数値を200m ² で除した数値とする。 M: 評価対象住戸とする。 N: 検査を行った回数とする。 Ⅰ): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅 Ⅱ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事 の、どちらかの性能項目を受けている住宅 Ⅲ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事 の、両方の性能項目を受けている住宅					

※ 上記評価料金は、消費税込み。

令和5年4月1日改正

化学物質濃度測定手数料

(1) 住戸1戸のうち居室1室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸	・ホルムアルデヒドのみ	48,400 円
建 住 宅	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	60,500 円
共 同 住 宅 等	・ホルムアルデヒドのみ	M × 25,300 円 + 23,100 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	M × 41,800 円 + 18,700 円

M: 住戸数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

(2) 住戸1戸のうち複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸	・ホルムアルデヒドのみ	N × 15,400 円 + 33,000 円
建 住 宅	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	N × 30,800 円 + 29,700 円

N: 室数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

(3) 共同住宅等のうち各住戸複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
共 同 住 宅 等	・ホルムアルデヒドのみ	M × 25,300 円 + 23,100 円 + M × (N - 1) × 15,400 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	M × 41,800 円 + 18,700 円 + M × (N - 1) × 30,800 円

M: 住戸数とする。
N: 室数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

(4) 建築物1棟のうち室1室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	48,400 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	60,500 円

※ 上記測定料金は、税込み。

(5) 建築物1棟のうち複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	$N \times 15,400 \text{ 円} + 33,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$N \times 30,800 \text{ 円} + 29,700 \text{ 円}$

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金は、税込み。

(6) 建築物群のうち各建築物複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物群	・ホルムアルデヒドのみ	$M \times 25,300 \text{ 円} + 23,100 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 15,400 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$M \times 41,800 \text{ 円} + 18,700 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 30,800 \text{ 円}$

M: 建築物数とする。

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金は、税込み。